

土砂災害 ハザードマップ

令和5年6月 作成

土砂災害警戒区域等一覧

区域指定箇所	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
久我山2丁目16・18番の一部	○	○
久我山2丁目16番の一部	○	○
高井戸東1丁目16・17番 及び 高井戸東2丁目22・23番の一部	○	○
高井戸東1丁目12・16番の一部	○	○
堀ノ内1丁目9番の一部	○	×
和泉4丁目18番の一部	○	○
和泉4丁目39・40番の一部	○	○

○印は区域が存在することを示し、×印は区域が存在しないことを示します。

お問い合わせ先 杉並区 危機管理室防災課
☎ 03-3312-2111 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

杉並区土砂災害ハザードマップの策定にあたって

東京都は土砂災害防止法に基づき、平成30年1月30日に、杉並区内の7箇所を土砂災害のおそれがある箇所として「土砂災害警戒区域」に指定しました。また、そのうちの6箇所が「土砂災害特別警戒区域」にも指定されています。

土砂災害ハザードマップでは、指定された7箇所を、「久我山」、「高井戸」、「堀ノ内」、「和泉」の4地区に分け、土砂災害警戒区域等と避難所を地図上にわかりやすく表示しました。

土砂災害などの自然災害から命を守るためには、日ごろからの備えがとても重要です。ぜひこのハザードマップを活用し、いざという時の避難所までの避難経路を、あらかじめ家族で話し合っておくなどの備えをお願いします。

土砂災害の避難所

名称	所在地
久我山会館	久我山 3-23-20
高井戸東小学校	高井戸東 1-12-1
大宮中学校	堀ノ内 1-16-38
方南小学校	方南 1-52-14

- 避難所へ避難する際は、必ず避難所の開設確認をお願いします。
- 被害の拡大が予想される場合には、他の区立施設も開設いたします。
- 浸水害の避難所は、水害ハザードマップや区HPでご確認ください。
- 水害ハザードマップは、<https://www.city.suginami.tokyo.jp/anzen/saigai/hazardmap/1013470.html> (区公式ホームページ) から確認できます。右2次元コードからもアクセス可。
- 浸水害、土砂災害両方の避難所が開設している場合は、どちらの避難所にも避難できます。



土砂災害警戒情報とは？（気象庁が発表）

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、区市町村長の避難指示等や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる区市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表しています。

警戒レベルとは？（警戒レベル3以上は区が発表）

気象庁等による防災に関する気象情報の発信について、「警戒レベル」の運用開始に伴い、区が発信する避難等の情報についても、「警戒レベル」を用いた内容でお知らせします。

警戒レベル	杉並区からの情報	気象庁からの情報	取るべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	大雨特別警報	既に災害が発生または切迫している状況です。命の危険が迫っています。直ちに安全を確保しましょう。
警戒レベル4までに避難			
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報
		速やかに避難先へ避難しましょう。避難所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨警報・洪水警報
		避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。	
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報等		避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動の確認や持ち出し品の準備をしましょう。
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。	

※各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

避難時の心得

- 屋外に避難する場合は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域から離れて避難しましょう。
- 屋外への避難が困難な場合は、建物の斜面とは反対側の2階以上の部屋へ移動しましょう。
- 周囲の状況を確認し、できるだけ浸水していない場所を歩きましょう。
- 自分の身は自分で守りましょう。
- 避難所には、マスクを着用のうえ、アルコール消毒液等の感染症対策用品を可能な限り持参しましょう。



土砂災害の種類

土砂災害の種類は、地すべり・急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）・土石流に分類されます。多くの土砂災害は雨量、雨の降り方などと密接な関係があります。地中にしみ込んだ雨の量が多いほど、発生数や規模が増加します。なお、区内で発生するおそれのある土砂災害は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）です。

土砂災害防止法とは？

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」は、平成13年に施行され、土砂災害から住民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

指定区域の確認

指定区域は、本マップ、杉並区ホームページ (<http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyukyuu/gyoji/1005270.html>) 東京都建設局ホームページ (<http://www2.sabomap.jp/tokyo/>) で確認できます。また、以下の窓口ではより詳細な区域図が閲覧できます。

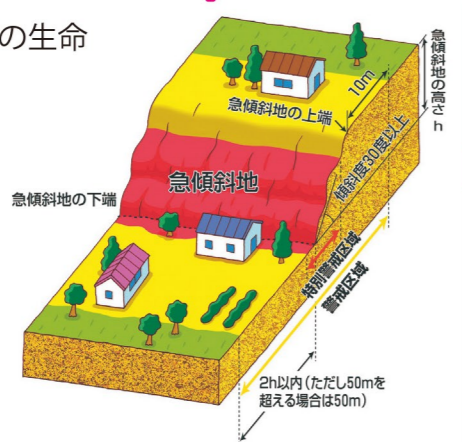
- 東京都建設局河川部計画課（都庁第二本庁舎）
- 杉並区危機管理室防災課（杉並区役所西棟6階）

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

急傾斜地の崩壊とは、斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象です。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域のことです。



指定基準：傾斜度が30度以上で、高さが5m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

急傾斜地の崩壊による警戒区域について

こんな現象が起きたらすぐに避難を！

- 斜面に割れ目が見える。
- 斜面から水が湧き出てくるようになる。
- 斜面から小石がパラパラ落ちてくる。
- 斜面にある樹木の根が切れるなどの音がする。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域のことです。

指定基準：土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建物に加わる力が、住民等の生命または身体に著しい危害を生じさせる損壊を与えるレベルを上回る区域

避難情報をはじめとする区からの防災情報伝達手段 ～区からの情報を入手できるようにしておきましょう～

杉並区では、下記の方法で住民の皆さんに、避難情報をはじめとする防災情報をお伝えしています。災害時には早めの情報収集を行いましょう。

◆杉並区防災行政無線

災害情報などの重要な情報を区民に伝えるために、防災行政無線による放送を行っております。

◆防災行政無線電話応答サービス

防災行政無線から放送された内容を、電話で確認することができます。

一般電話・IP電話・携帯電話・PHS	0120-170-100 (通話料無料)
市外からの電話	03-5378-8221 (通話料がかかります)

◆杉並区気象情報

杉並区の気象情報を確認できます。右2次元コードからもアクセス可

PC・スマートフォン・携帯電話 | <http://www.micosfit.jp/suginami-ku/>



◆杉並区防災・防犯情報メール配信サービス

災害に係る区からの緊急なお知らせや防災情報（気象警報・注意報、地震、雨量、河川水位等）を配信しています。

PC・スマートフォン・携帯電話

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kyukyuu/shuchi/1005255.html>

右2次元コードからもアクセス可

◆災害・気象情報電話通報サービス

区では、Eメールの利用が困難な方や視覚に障害のある方を対象に、防災上重要と思われる緊急な情報を電話（人工音声）で、お知らせしております。

携帯・固定電話	登録方法は、危機管理室防災課 (03-3312-2111) へお問い合わせください。
---------	--

◆すぎナビ

避難所や安全な避難経路など、災害時に有用な情報を入手できる、杉並区公式電子地図サービスです。

右2次元コードからもアクセス可



◆杉並区公式ツイッター

ツイッターで災害情報などを配信します。

杉並区公式アカウント	@suginami_tokyo
アドレス	https://twitter.com/suginami_tokyo

右2次元コードからもアクセス可



日ごろからの備え ～準備しておきましょう～

- ①持ち出し品を準備しておく
避難をしたときに備え、自分にとって無いと困るもの（服用薬）等は、普段から多めに買って置き、貴重品と併せて持ち出せるようにしましょう。
- ②非常時の連絡先や集合場所を家族・親族で確認しておく
普段から、家族・親族間で災害時の安否確認方法や集合場所等を確認しましょう。また、「171 災害用伝言ダイヤル」などのサービスを活用しましょう。
- ③避難経路を確認しておく
自宅近くの避難所の位置や、安全に通行できる避難経路を確認しましょう。確認後は地図に記入しておくといざという時に役に立ちます。

避難準備について

